

「介護サービス情報の公表」制度について



「介護サービス情報の公表」は義務です。
報告をしなかったり、調査を拒否したりした場合は、
介護保険法の規定により、所定の手続きを経て、
指定等が取消しとなる可能性があります。

1 「介護サービス情報の公表」とは

介護保険法第115条の35に規定されています。介護サービス情報の公表については、介護サービス事業所に関する基本的な情報とともにサービスの内容や運営などの取組状況に関する情報を提供することにより、利用者がその情報を基に事業所を比較、検討し、主体的な選択ができるよう支援すること、また、事業者においては、公表した情報を閲覧した利用者等がニーズにあったより適切な事業所を選択することにより、事業者の努力が適切に評価され利用者から選択されるよう支援することを目的として、平成18年4月に設けられた制度です。

事業者の役割

運営する事業所ごとに、その提供する「介護サービスの情報」を都道府県に「報告」しなければならない

都道府県の役割

- ・ 報告された情報を「公表」しなければならない
- ・ 必要に応じて公表の前に「調査」をすることができる

厚生労働省が管理・運営する「介護サービス情報公表システム」を活用し、
 全国一律の内容で、報告や公表が実施されています。
 公表システムのURL <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

2 制度の概要

- ・ 「報告」とは：公表システムを活用し、調査票に入力し送信する作業のこと。
- ・ 「調査」とは：調査の対象となる事業所から報告された調査票の内容を、調査員が事業所を訪問し確認すること。
- ・ 「公表」とは：「報告」の内容と「調査」の結果を、公表システムにより公表すること。

3 報告の内容について

報告いただく内容は、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する情報となります。詳細については、北海道介護サービス情報公表センターのホームページ (<https://www.kaigojoho-hokkaido.jp/entre.html>) で公開している調査票様式を御覧ください。

また、令和6年度から、報告内容に「財務状況の分かる書類の報告」が新たに追加されました。

「財務状況の分かる書類」とは、いわゆる財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）ですが、会計基準上、財務三表の作成が求められていない等の事情がある場合は、資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類で報告いただいても差し支えないとされています。

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。

介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者
に介護サービス情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の
皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ 財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフ ロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



経営情報DB

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

4 対象事業所

- ・ 報告・公表は、全介護サービス事業所

〔※ 計画の基準日（４月１日）前の１年間に、介護サービスを提供しており、そのサービスの対価として支払を受けた金額（利用者１割負担を含む。）が１００万円を超える事業所。〕

- ・ 調査は、指定を受けてから３年以内の事業所（※ 調査には手数料がかかります）

4 実施の流れ

毎年度、知事が定める「計画」に基づいて実施します。

計画には、対象となる事業所ごとの報告の期日、公表予定月、調査対象となる事業所、調査予定月や指定調査機関名などを定め、その内容を各事業所に指定情報公表センターからお知らせします。

5 調査手数料について

（１）北海道保健福祉部手数料条例に基づき徴収する。

（２）調査手数料の額

居宅系サービス ２１，５００円／件

施設系サービス ２９，７００円／件

※「通所介護」は、「居宅系サービス」になります。

（３）徴収の方法

調査を受ける事業所は、調査票の提出後速やかに、専用の「貼付用紙」に「北海道収入証紙」を貼付して道に送付してください。手数料の納付確認後に調査を行います。

※手数料納付期限については、指定情報公表センターからお知らせします。

6 問い合わせ先

介護サービス情報の報告・調査・公表の実施に関しては

北海道介護サービス情報公表センター（社会福祉法人北海道社会福祉協議会内）
電話 ０１１－２１８－７５１６（直通）

制度全般及び手数料に関しては

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課事業運営係
電話 ０１１－２０４－５９３５（直通）